

令和元年度 第1回千葉県障害者差別解消支援地域協議会及び千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会 議事録

1 日時 令和元年11月8日(金) 午前9時30分～午前11時35分

2 場所 京成ホテルミラマーレ 8階オーキッドルーム

3 出席者

(1) 委員(総数26名中21名)

今野委員 植野委員 加瀬委員 太田(信)委員 齊藤委員 四家委員 角田委員
伊豆倉委員 野田委員 鈴木(和)委員 西村委員 白石委員 若林(義)委員
高梨委員 若林(正)委員 太田(忠)委員 稲岡委員 小澤委員 山崎委員 酒井委員

(2) 県

萩原障害者福祉推進課長 対馬共生社会推進室長ほか

4 会議次第

- (1) 会長(委員長)、副会長(副委員長)の選任について
- (2) 地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について
- (3) 障害者差別解消法及び県障害者条例に基づく令和元年度上半期の相談件数等について
- (4) 県障害者条例に基づく平成30年度広域専門指導員等活動報告書について
- (5) 検討事例
- (6) 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」の開催結果について

・調整委員会審議・報告案件

- (7) 推進会議の取組課題〈平成21年11月24日決定〉について
- (8) 県有施設におけるバリアフリー推進に係るアンケート調査について
- (9) 助言及びあっせん等事案処理要領について

その他

5 議事結果

議題 (1) 会長(委員長)、副会長(副委員長)の選任について

会長(委員長) 千葉市視覚障害者協会 高梨憲司氏

副会長(副委員長) 千葉県弁護士会高齢者・障がい者支援センター副委員長

若林義和氏

- 議題（２）市町村における地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について
平成３１年４月１日時点における県内市町村の障害者差別解消支援地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について、事務局から報告を行った。
- 議題（３）障害者差別解消法及び県障害者条例に基づく令和元年度上半期の相談件数等について
令和元年度上半期に千葉県及び県内市町村に寄せられた障害者差別に関する相談件数等について、事務局から報告を行った。
- 議題（４）県障害者条例に基づく平成３０年度広域専門指導員等活動報告書について
平成３０年度広域専門指導員等活動報告書（案）をもとに、相談活動の実績、相談事例等について、事務局から報告をおこなった。
- 議題（５）検討事例
印旛圏域の広域専門指導員から事例の概要を説明し、合理的配慮について御意見を伺った。
- 議題（６）「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」の開催結果について
第９回障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議の開催結果について、事務局より報告を行った。

その他

令和２年２月開催予定の障害者差別解消支援地域協議会体制整備・強化事業について、事務局より説明をした。

調整委員会審議・報告案件（非公開開催）

- 議題（７）推進会議の取組課題（平成２１年１１月２４日決定）について
「調整委員会」から「推進会議」へ投げかけた課題への今後の方向性等について御意見を伺った。
- 議題（８）県有施設におけるバリアフリー推進に係るアンケート調査について
県有施設におけるバリアフリー状況調査の概要（案）をもとに、調査実施の趣旨を説明し、御意見を伺った。
- （９）助言及びあっせん等事案処理要領について
昨年度、当委員会において意見をいただき完成した助言及びあっせん等事案処理要領について、報告した。

６ 議事における主な意見及び質疑応答

- （１） 会長（委員長）、副会長（副委員長）の選任について
（２） 地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

（委員）

まだ、設置していない市町村があるが、遅れている理由は何か。

(事務局)

設置ができていない市町村においては、検討をしている段階であり、差別の案件がなく、どのように立ち上げればよいのかと問題になり、設置が出来ていないと聞いている。

(3) 障害者差別解消法及び県障害者条例に基づく令和元年度上半期の相談件数等について

(委員)

地図の中で、まだ、設置のしていないところ、予定もしていないところで、白井市、印西市がある。資料2の障害保健福祉圏域取扱い件数、印旛が10件とある。白井市と印西市は印旛圏域に属する。先ほどの説明の中で、そういう差別の事案がないと記憶しているが矛盾しているのではないか。むしろ、この地域については差別の設置を急がないといけないのではないか。

(事務局)

印西市、白井市については、印旛圏域に属している。印旛圏域の広域専門指導員が各地域で行われているさまざまな会議等に出席し、管轄市の事案があった際には情報共有を図り、啓発普及に努めているところである。印西市、白井市においても地域協議会の設置については、検討が必要であると考えている。

(委員)

印西市は成長度、日本でNo1、今や人口も10万人を超えている地域で、新たに、県外から沢山の人が来ている。色々な機関で差別解消の取組をしているという報告があったが、やはり、地域協議会を設置し、それも含めて差別解消に取り組むべきであると、県の方からも促していただきたい。

(委員)

福祉サービス26件と最も多いが、具体的な内容はどのようなものか。県と市町村の対応で内容的に異なることがあるのか。

(事務局)

障害のある人が福祉サービスを受ける中で、事業所等から差別的なことがあったなど相談を受ける。具体的な事例については、次の議題の活動報告書の中で報告させていただく。

(委員)

市と県の共同対応について、本人から相談があった場合、市町村と県が連携し対応して欲しい。私も、県つないで相談したが、先に相談したところに対応して欲しいということであった。何故断られたのか教えていただきたい。

次に啓発活動について「当事者」と記述があるが、「当事者団体」を加えて欲しい。千葉県には数多く当事者団体がある。代表が集まる会議もある。今までもあったかもしれないが、改めて、団体も含めてお願いしたい。

(事務局)

相談で断られたことについての具体的な内容などについては個別の事案に関わることなので、

この場では控えさせていただく。

資料2の10周知先分野について、当事者団体についても引き続き行っていきたい。

(4) 県障害者条例に基づく平成30年度広域専門指導員等活動報告書について

(委員)

資料3、P24周知活動について、教育分野350回と活発である。内訳があれば聞きたい。周知の方法としてその他がかなりの割合が占めている、その他について分かれば教えて欲しい。

(事務局)

広域専門指導員等が在籍している健康福祉センターでは、大学などから学生実習を受け入れている。実習生に広域専門指導員が啓発活動を行っている。その他、学校に出向いている。

(委員)

10ページの9連携状況、21ページ5(2)にも同じように連携という文言がある。連携ということについて、当事者、市町村、県の丁寧な調整ということであったが、当事者の希望に配慮するのか、行政側に配慮するのか、マニュアルが無い状況だと思う。先に申し出た窓口が優先だと言うことが度々ある。相談者の希望する対応に配慮していただきたい。

(事務局)

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例活動マニュアルを広域専門指導員用、地域相談員用と作成し活用しているところである。

連携が上手くいかなかった事案があるという報告を受け、再度検討していく。

(委員)

私からの意見で、教育機関その他ということで、やはり小、中、高、大学生その子たちも交通機関を使っていて、ヘルプマークの認識は非常に重要だと思う。もうすでに実施していると思うが、年に1回くらい、今日配った「ヘルプマークを見かけたら思いやりの行動をお願いします」というチラシをただ配るだけではなく、担任や校長から朝の集会などで、「今日配るのでお家の方と一緒に見て下さい」と指導していただくことで、より理解が深まると思った。

もう1点、先ほどの説明の中で、市町村の対応が弱いところがあるという話があったが、県と市町村は同格であり、指導は難しいところだが、県の責務としても、やはり市町村の対応が弱い地域があれば、定期的に研修会を開催するなど、市町村の窓口どこにいても、一括で対応していただけるように、研修の仕方が今後必要ではないかと感じた。

(委員)

実は地域協議会体制整備事業のモデル事業で、内閣府から委託を受けて千葉県で検討した際に、市町村の相談体制強化することは県として育成を図っていくことが必要ではないかと意見として出された。今後の研修の中で、事務局の方で市町村の担当者の質の向上を検討いただきたい。

もう1点。ご指摘のあったヘルプマークは、いかに周知を図るかが課題である。周知が図られていなければ何の意味もない。各自治体では様々な取組をしているところだが、千葉県では

推進会議が設置されている。推進会議などで検討した上、例えばご協力いただいたマスコミ等で報道してもらえれば一気に広がると思う。効果的な広報の方法も含めて推進会議の検討を事務局ですすめていただきたい。

貴重な御意見有難うございました。今日の1つの狙いとして、事例について委員の認識の共有を図りたい。調整委員会は助言あつせんということが任務にもなっている。地域協議会においては、それぞれの地域協議会についてそれぞれの関係機関が、共有して、改善に取り組む役割がある。事例について、どのような立場で考えるか、それぞれ相違があると思うので、それを埋めていくことも大切である。

(5) 検討事例

(委員)

障害者差別解消法が施行されたことで、国民の間で少しずつ、法の趣旨が浸透されていると感じる。今回報告のあった事業所側から積極的な問い合わせというのも1つである。

御意見をいただく前に、障害者の駐車場の整備の仕方、障害の無い人との利用の関係など色々意見があると思う。ある大手スーパーが障害者専用の駐車場を一般の方の敷地内に整備した。日曜日など混雑しているとき、障害者用のスペースはガラガラ、片方は混雑している。どう考えるか。結論を出すことではないので、皆さまの率直な御意見を伺いたい。

(委員)

商業施設において、障害者等用駐車場が適正に使われているかどうかということについて、実は、県議会の中で、パーキングパーミット制度、許可証がないと障害者等用駐車場に止められないという制度を千葉県で導入したらどうかと提案が度々県議会でされている。

例えば、隣にある茨城県ではその制度を取り入れている他、47都道府県の中で多くの都道府県においてパーキングパーミット制度が導入されている。来年、東京オリンピック・パラリンピックがあり、多くの外国人が本県にいらっしゃる、特にパラリンピックの際に外国の方、国によっては障害者等用駐車場に健常者が車を停める事が法律で違反にしている国もある、県でもそのような制度を採り入れる事を再度、検討いただきたいと思う。

(会長)

他にあるか。積極的に感じたままを報告いただきたい。

事務局でこれまでも推進会議で取組んできている。報告いただきたい。

(事務局)

資料6「課題2 障害者用駐車スペースの適正な利用」をご覧ください。駐車場利用者に対する利用マナー向上の啓発を実施するとともに、各施設で行われている効果的な対応事例をまとめた「駐車場管理者のための障害者等用駐車区画の適正利用に向けた対応事例集」を作成し、施設管理者に配布した。また、内部障害等外見から障害者用駐車場を必要としていることがわかりにくい人のため、必要性をお知らせするヘルプマーク等の普及・啓発を行っているところである。

(委員)

息子がヘルプマークを持っている。同じ高次能機能障害者でヘルプマークを持っている女性も、千葉大への通院のバスの中で、席を譲られる時とそうでない時があると聞いている。高校生等が譲らないようだ。

障害者等用駐車場については、規制を掛ければ良いというものではない。先般のラグビーワールドカップでも、日本人のマナーは称賛された。自主的に出来ると思う。外国では子供の頃から自発的に行うと聞く。

障害者等用駐車場を必要としているのは、障害のある人ばかりではない。高齢化が進み、高齢者も必要としていると思う。障害のある人、必要としている人への理解を広げることが大切である。

(委員)

私はヘルプマークをいつもバックにつけている。どこまで規制すれば良いか悩む。

(6) 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」の開催結果について

その他

(事務局)

令和2年2月内閣府から依頼を受け、千葉県で障害者差別解消支援地域協議会体制整備・強化事業を予定している。

(委員)

以上をもちまして本日の議事を終了とする。皆さまの協力で若干のオーバーで終了できた。進行を事務局にお返しする。御協力ありがとうございました。

*議題(7)、議題(8)、議題(9)は調整委員会審議・報告案件となるため、非公開開催。